

薬生水発 0331 第 1 号
令和 4 年 3 月 31 日

各 都道府県
市
特別区 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の
一部改正における留意事項について

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号。以下「局長通知」という。）については、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について（施行通知）」（令和4年3月31日付け生食発0331第3号）をもってその一部が改正され、令和4年4月1日から適用されることとなりました。

本改正を踏まえ、下記のとおり関係通知等について改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者等に対する周知指導につき特段の御配意をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 関係通知等の改正

1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）の一部改正について

当該通知の別添4水質管理目標設定項目の検査方法を、別紙1のとおり改正したこと。主な改正事項は次のとおりである。

（1）目標16残留塩素の検査方法に、第6携帯型残留塩素計測定法を追加したこと。

（2）メチダチオン（DMTP）について、そのオキソン体も測定するものとしたことから、目標15農薬類の表1農薬類検査方法一覧及び別添方法20の2を改正したこと。また、別添方法5については原体のみの測定に限った検査方法とするため、所要の改正をしたこと。

2 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）の一部改正について

別表第5に掲げる「要検討農薬類」及び別表第6に掲げる「その他農薬類」について、別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。

（1）要検討農薬のイプフェンカルバゾンについて、昨今の使用状況等を踏まえ、要検討農薬類から対象農薬リスト掲載農薬類へと分類を変更することが適当と判断されたことから、

別表第5から削除したこと。

- (2) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、要検討農薬類のクロロピクリンの目標値を設定したこと。
- (3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、その他農薬類のウニコナゾールPの目標値を変更したこと。

第2 適用日

令和4年4月1日から適用すること。